

第 69 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への追加質問及び回答

問 貴社資料 P.13 では、「サービス呼もビル&キープ方式導入対象とすることが望ましい」とされているが、サービス呼もビル&キープ方式導入対象とした場合の利用者料金の流れ（サービス呼提供事業者、発信側事業者、着信側事業者）はどのようになることが適切と考えるか。

（佐藤構成員）

（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社回答）

- サービス呼は、サービス呼提供事業者が利用者料金を設定・料金請求しており、発信及び着信事業者に対しては、サービス呼提供事業者が接続料を支払う片方向の構造となるため、仮にサービス呼へビル&キープ方式を導入した場合、発信及び着信事業者は着信コスト回収ができないこととなります。このため、接続料による発信/着信コスト回収に代わる何らかのコスト回収手段が講じられない場合、サービス呼へ単純にビル&キープ方式を導入することは発信及び着信事業者のコスト回収の観点からは適切とは言えないと考えます。

一方、3/7 の研究会でも述べさせていただいた通り、サービス呼においては発信及び着信事業者両方への接続料支払が必要となり、一般呼以上に接続料水準の影響を受けやすい構造であることから、ユーザ利便向上や低廉で使いやすい利用者料金実現のためにも、サービス呼に対する発信・着信接続料の高騰を抑止するルールについては今後も継続的に御検討いただきたいと考えております。

サービス呼に関する発信/着信接続料水準の低廉化が一定程度進み、サービス呼に関する接続料の交渉・精算関連コストと各社の接続料取引額が同等レベルとなれば、各事業者におけるサービス呼へのビル&キープ導入ハードルも下がるものと推察します。

以上